

野焼きは禁止 されています

野焼きによる悪臭や煙の苦情が多く寄せられています。



野焼きとは、ドラム缶や地面に掘った穴などを利用してごみを焼却する行為をいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。

ごみを燃やすと火災発生の原因となるばかりでなく、煙や臭いにより気分が悪くなったり、洗濯物や布団が汚れる、臭いがつくなど近所の方への迷惑となります。

ごみは、定められた方法で適正に処理をして、一人一人が住み良いまちづくりを心掛けましょう。また、実際に野焼き現場を発見した場合には、市廃棄物対策課または牛久警察署までご連絡ください。

☎内線1571、牛久警察署生活安全課 ☎871・0110

土地の埋め立てなどには 許可が必要です

土砂などによる土地の埋め立てなど(埋め立て・盛り土・堆積)を行う場合には、事前に許可を取る必要があります。これは市民の皆さんの健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、条例で定められています。

土砂などによる土地の埋め立てなどを行う面積が300㎡以上5000㎡未満の場合は、「牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」に基づき許可が必要となります。また、面積が5000㎡以上の場合には「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき埋め立ての許可が必要となります。



注意してください

業者の「良い土を無料で埋

め立てします」「工事が出た少量の土を、ちよっとの間置かせてください」といった甘い言葉で安易に土地を貸してしまうと、産業廃棄物の混じった土砂が山積みされてしまうことがあります。また、悪い業者ほど山積みにした後逃げてしまいます。

土地所有者の方からすれば、「だまされた、話が違」と被害者であるとの意識を持たれると思いますが、土地所有者の方にも所有者としての責任があります。このような場合、山積みされた土砂などの処理については、土地所有者の方が行うことになってしまいますので、十分に注意してください。

業者から、埋め立てなどの土地を貸してくださいとの話があったときは、市廃棄物対策課にご相談ください。

☎内線1571

生ごみ処理容器などの購入に補助金を交付しています！

家庭から発生する生ごみを堆肥化または減量化するため、生ごみ処理容器・機器などの購入費および修繕費に補助金を交付しています。平成23年12月現在で、47世帯・78基(修繕含む)に補助金を交付しました。今年度もまだ補助金の申請を受け付けていますので、ご利用ください。

補助内容	対象容器・機器	補助金額	
		購入の場合	修繕の場合
生ごみ処理容器(EM ぼかし容器、コンポスト容器など)	生ごみ処理容器(EM ぼかし容器、コンポスト容器など)	購入価格(税抜き額)の4分の3か、上限1万円まで	修繕価格(税抜き額)の4分の3か上限1万円まで
		購入価格(税抜き額)の2分の1か、上限2万円まで	

申し込み・問い合わせ
市廃棄物対策課
☎内線1571～1573

地震で被災した屋根瓦の受け入れを2月29日(水)まで延長します

詳しくは牛久クリーンセンター(☎830-9333)までお問い合わせください。